

第5章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所については、ケースの組織的な管理と対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置に努めるとともに、法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うため、弁護士、精神科医師、法医学の専門家等の児童虐待対応専門員を配置して専門性を確保します。また、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実に努めます。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、児童相談所は、市町村を始め、保健センター、保健福祉事務所、保育所その他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関及び女性のための相談支援センターその他の関係機関と連携し、ケースに関する市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、市町村要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）における児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対し、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による支援につなげるため、必要な環境整備や市町村等の取組への支援を行います。

また、必要に応じて、里親及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合は、関係機関と協力して検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養護体制の充実

虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応するには、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることが望ましいため、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することとし、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進します。里親支援については、児童相談所が中心となり進めている里親の研修、相談支援等に併せて、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、各施設に里親支援等を行う里親支援専門相談員の配置を推進し、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進します。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

児童養護施設、乳児院等の施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があることから、平成27年度から15年間で推進期間として、県が施設の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定める「福島県家庭的養護推進計画（仮称）」に沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して児童養護施設や乳児院、児童相談所その他関係機関と協力しながら着実な計画の推進を図ります。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要であることから、児童養護施設や乳児院などへの家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修会等の開催など施設職員の支援技術向上のための取組を行います。さらに、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもに心理治療等の支援を行う情緒障害児短期治療施設が未設置であることから、設置を希望する法人への支援を行うほか、専門里親の複数確保など、重層的で体系的な整備を推進します。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行うための体制整備を行うとともに、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームの開設の推進に努めます。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援を充実させるため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等により施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターの設置を推進します。さらに、母子生活支援施設については、福祉事務所、児童相談所、女性のための相談支援センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待の禁止について施設職員や里親等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組めます。また、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求めます。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」に基づき、総合的なひとり親家庭の自立支援対策に取り組むことにより、ひとり親家庭が健康で生きがいと幸せを実感でき、自立して安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(1) 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭の父母は、子育てをはじめとした生活面や就業など、不安や悩みを抱えていることが多くなっているため、身近なところで生活全般にわたる相談を受け、日常生活や就業等に関する情報提供や助言を行い、自立支援のための施策を利用できるよう、相談・情報提供の充実を図ります。

(2) 子育て環境づくりと生活支援策の充実

ひとり親家庭の自立を図っていくためには子育てと仕事が両立できる環境づくりが重要であるため、保育所の整備の促進や多様な保育サービスの充実とともに、放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充や研修による保育士等の資質向上を図り、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができる体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭等の住宅の確保が求められていることから、公営住宅の優先入居の推進を図ります。

(3) 就業支援の推進

ひとり親家庭の父母は、非正規雇用による不安定な雇用状況となる場合が多いことから、ひとり親家庭等の自立のため、就業相談及び就業のあっせんを充実し、また、職業能力開発のための支援を行います。

(4) 養育費確保対策の充実

ひとり親家庭特に母子家庭においては、養育費の確保が困難な場合が多いことから、養育費に関する知識や取得の手続き、相談窓口等について、情報提供、啓発活動を行います。

(5) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、経済的基盤を安定させることが重要であることから、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等により経済的支援を行うなど、経済的支援策の推進を図ります。

4 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもとその保護者を地域で支援するため、市町村における保健、医療、福祉、教育、労働の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県は専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療・療育機関の確保等を通じ、適切な医療・療育の確保に努めるなど、総合的な取組を進め、ライフステージで分断されることのない地域の支援体制の整備を促進します。

(1) 早期発見・早期対応の推進

市町村が実施する乳幼児健康診査及び県が実施する先天性代謝異常検査や新生児聴覚検査により、疾病・障がいの早期発見、早期治療及び早期療育を推進します。

また、認定こども園等において子どもの発達障がい気づくためのアセスメントや乳幼児期から就学に向けた総合的な乳幼児健康診査の体制整備に対する支援を行います。

(2) 療育機能の充実

県全域を対象とする専門機関である総合療育センターの機能を充実し、利用児童の治療・訓練・生活指導等の総合的な強化に努めるとともに、発達障がい者支援センターにおける専門性の高い相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、障がいのある子どもの在宅生活を支えるため、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行い、家族からの相談等にも対応する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置を促進します。

(3) 障害児入所施設の機能強化

障害児入所施設については、保護者の安心感や負担軽減の観点からも、地域の様々なニーズに適切に対応していくことが求められており、専門的療育機関としての機能強化及び短期入所や保護者への支援等の身近な地域での支援体制の整備を促進します。

(4) 特別支援学校における特別支援教育の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状保有率の向上や研修の充実を図る等専門性の向上に努めます。

また、地域の幼稚園、小・中学校等の教員に対する相談支援や研修支援等及び保護者への相談支援等を行うことや障がいのある幼児児童生徒へ教

育的支援を行うため、各特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

(5) 幼稚園、小・中学校等における特別支援教育の充実

幼稚園、小・中学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育や支援を受けることができるよう、教員の専門性の向上、支援体制の整備、特別支援教育の理解の促進等を図り、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します。



ふくしまから
はじめよう。

福島県子ども・子育て支援事業支援計画

平成27年3月
福島県保健福祉部子育て支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-8205
Fax 024-521-7747
e-mail kosodate@pref.fukushima.lg.jp